

○ 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第 111 号）

改正案	現 行
<p>第四号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(13) (略) (14) ファンドの仕組み a・b (略) c 委託会社等の概況（資本金（有価証券届出書提出日の直近日現在の資本金の額）、簡単な沿革（設立経緯等）、大株主の状況（有価証券届出書提出日の直近日現在の所有株式数の多い順に3者程度についての氏名又は名称、住所（大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市町村（企業内容等の開示に関する内閣府令第 21 条第 2 項に規定する市町村をいう。）までを記載しても差し支えない。）、所有株式数及び発行済株式数に対する所有株式数の比率）等）を記載すること。<u>なお、大株主の状況の記載に当たっては、所有株式数及び発行済株式数から自己株式数を除くこと。</u></p> (15)～(63) (略)	<p>第四号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(13) (略) (14) ファンドの仕組み a・b (略) c 委託会社等の概況（資本金（有価証券届出書提出日の直近日現在の資本金の額）、簡単な沿革（設立経緯等）、大株主の状況（有価証券届出書提出日の直近日現在の所有株式数の多い順に3者程度についての氏名又は名称、住所（大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市町村（企業内容等の開示に関する内閣府令第 21 条第 2 項に規定する市町村をいう。）までを記載しても差し支えない。）、所有株式数及び発行済株式数に対する所有株式数の比率）等）を記載すること。</p> (15)～(63) (略)

○ 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第111号）

改正案	現行
<p>第四号の二様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(15) (略) (16) ファンドの仕組み a・b (略) c 管理会社の概況（設立準拠法、事業の目的、資本金の額（有価証券届出書提出日の直近日現在の資本金の額）、簡単な沿革（設立経緯等）、大株主の状況（有価証券届出書提出日の直近日現在の所有株式数の多い順に3者程度についてのその氏名又は名称、住所（大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市町村（企業内容等の開示に関する内閣府令第21条第2項に規定する市町村をいい、外国におけるこれらに相当するものを含む。）までを記載しても差し支えない。））、所有株式数及び発行済株式数に対する所有株式数の比率）等）を記載すること。<u>なお、大株主の状況の記載に当たっては、所有株式数及び発行済株式数から自己株式数を除くこと。</u></p> <p>(17)～(19) (略)</p>	<p>第四号の二様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(15) (略) (16) ファンドの仕組み a・b (略) c 管理会社の概況（設立準拠法、事業の目的、資本金の額（有価証券届出書提出日の直近日現在の資本金の額）、簡単な沿革（設立経緯等）、大株主の状況（有価証券届出書提出日の直近日現在の所有株式数の多い順に3者程度についてのその氏名又は名称、住所（大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市町村（企業内容等の開示に関する内閣府令第21条第2項に規定する市町村をいい、外国におけるこれらに相当するものを含む。）までを記載しても差し支えない。））、所有株式数及び発行済株式数に対する所有株式数の比率）等）を記載すること。</p> <p>(17)～(19) (略)</p>

○ 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第111号）

改正案	現 行
<p>第四号の三様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(19) (略) (20) 投資法人の出資総額 有価証券届出書提出日の直近日現在の投資法人の出資総額、発行可能投資口総口数（投資信託及び投資法人に関する法律第 67 条第 1 項第 4 号に規定する発行可能投資口総口数をいう。）及び発行済投資口の総口数を記載すること。また、同法第 94 条第 1 項において準用する会社法第 308 条第 2 項の規定により議決権を有しない投資口（以下(20)及び(21)において「自己保有投資口」という。）又は投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第 160 条の規定により議決権を有しない投資口（以下(20)において「相互保有投資口」という。）がある場合には、発行済投資口の総口数の注記として、当該自己保有投資口又は当該相互保有投資口の口数をその投資主ごとに記載するとともに、これらが議決権を有しない旨を記載すること。 なお、最近 5 年間ににおける出資総額及び発行済投資口の総口数の増減についても併せて記載すること。</p> <p>(21) 主要な投資主の状況 有価証券届出書提出日の直近日現在における投資法人の投資主（所有する投資口の口数（以下(21)及び(47)において「所有投資口数」という。）の多い順に 5 名程度）について、その氏名又は名称、住所（主要な投資主が個人である場合の個人投資主の住所の記載に当たっては、市町村（企業内容等の開示に関する内閣府令第 21 条第 2 項に規定する市町村をいう。(60)において同じ。）までを記載しても差し支えない。）並びに所有投資口数及び発行済投資口の総口数に対する所有投資口数の比率を記載すること。なお、主要な投資主の状況の記載に当たっては、所有投資口数及び発行済投資口の総口数から自己保有投資口の口数を除くこと。</p> <p>(21-2) 資産運用会社従業員等投資口所有制度の内容 a 投資法人、資産運用会社若しくは特定関係法人の役員若しくは使用人その他の従業員又はこれらの者を対象とする持投資口会（持株会に類する組織であって投資口の取得又は買付けを行うものをいう。）に当該投資法人の内国投資証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。以下 a において同じ。）を一定の計画に従い、継続的に取得させ、又は売り付けることを目的として、当該投資法人の内国投資証券の取得又は買付けを行う仕組みを利用した制度を導入している場合には、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「記載上の注意」(46)に準じて記載すること。 b (略)</p> <p>(22)～(59) (略) (60) 大株主の状況 有価証券届出書提出日の直近日現在における資産運用会社の株主（所有株式数の多い順に 5 名程度）について、その氏名又は名称、住所（大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市町村までを記載しても差し支えない。）並びに所有株式数及び発行済株式数に対する所有株式数の比率を記載すること。なお、大株主の状況の記載に当たっては、所有株式数及び発行済株式数から自己株式数を除くこと。 (61)～(77) (略)</p>	<p>第四号の三様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(19) (略) (20) 投資法人の出資総額 有価証券届出書提出日の直近日現在の投資法人の出資総額、発行可能投資口総口数（投資信託及び投資法人に関する法律第 67 条第 1 項第 4 号に規定する発行可能投資口総口数をいう。）及び発行済投資口の総口数を記載すること。また、同法第 94 条において準用する会社法第 308 条第 2 項の規定により議決権を有しない投資口（以下(20)において「自己保有投資口」という。）又は投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第 160 条の規定により議決権を有しない投資口（以下(20)において「相互保有投資口」という。）がある場合には、発行済投資口の総口数の注記として、当該自己保有投資口又は当該相互保有投資口の口数をその投資主ごとに記載するとともに、これらが議決権を有しない旨を記載すること。 なお、最近 5 年間ににおける出資総額及び発行済投資口の総口数の増減についても併せて記載すること。</p> <p>(21) 主要な投資主の状況 有価証券届出書提出日の直近日現在における投資法人の投資主（所有する投資口の口数（以下(21)及び(47)において「所有投資口数」という。）の多い順に 5 名程度）について、その氏名又は名称、住所（主要な投資主が個人である場合の個人投資主の住所の記載に当たっては、市町村（企業内容等の開示に関する内閣府令第 21 条第 2 項に規定する市町村をいう。(60)において同じ。）までを記載しても差し支えない。）並びに所有投資口数及び発行済投資口の総口数に対する所有投資口数の比率を記載すること。</p> <p>(21-2) 資産運用会社従業員等投資口所有制度の内容 a 投資法人、資産運用会社若しくは特定関係法人の役員若しくは使用人その他の従業員又はこれらの者を対象とする持投資口会（持株会に類する組織であって投資口の取得又は買付けを行うものをいう。）に当該投資法人の内国投資証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。以下 a において同じ。）を一定の計画に従い、継続的に取得させ、又は売り付けることを目的として、当該投資法人の内国投資証券の取得又は買付けを行う仕組みを利用した制度を導入している場合には、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「記載上の注意」(47-2)に準じて記載すること。 b (略)</p> <p>(22)～(59) (略) (60) 大株主の状況 有価証券届出書提出日の直近日現在における資産運用会社の株主（所有株式数の多い順に 5 名程度）について、その氏名又は名称、住所（大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市町村までを記載しても差し支えない。）並びに所有株式数及び発行済株式数に対する所有株式数の比率を記載すること。 (61)～(77) (略)</p>

○ 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第111号）

改正案	現 行
<p>第四号の四様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(23) (略)</p> <p>(24) 主要な投資主の状況 有価証券届出書提出日の直近日現在における外国投資法人の投資主（投資主に相当する者をいう。以下この様式において同じ。）（所有する投資口の口数（以下(24)及び(50)において「所有投資口数」という。）の多い順に5名程度）について、その氏名又は名称、住所（主要な投資主が個人である場合の個人投資主の住所の記載に当たっては、市町村（企業内容等の開示に関する内閣府令第21条第2項に規定する市町村をいい、外国におけるこれらに相当するものを含む。(68)において同じ。）までを記載しても差し支えない。）並びに所有投資口数及び発行済投資口の総口数に対する所有投資口数の比率を記載すること。なお、主要な投資主の状況の記載に当たっては、<u>所有投資口数及び発行済投資口の総口数から自己保有投資口（投資信託及び投資法人に関する法律第94条第1項において準用する会社法第308条第2項の規定により議決権を有しない投資口をいう。）の口数を除くこと。</u></p> <p>(25)～(67) (略)</p> <p>(68) 大株主の状況 有価証券届出書提出日の直近日現在における資産運用会社の株主（所有株式数の多い順に5名程度）について、その氏名又は名称、住所（大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市町村までを記載しても差し支えない。）並びに所有株式数及び発行済株式数に対する所有株式数の比率を記載すること。なお、大株主の状況の記載に当たっては、<u>所有株式数及び発行済株式数から自己株式数を除くこと。</u></p> <p>(69)～(85) (略)</p>	<p>第四号の四様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(23) (略)</p> <p>(24) 主要な投資主の状況 有価証券届出書提出日の直近日現在における外国投資法人の投資主（投資主に相当する者をいう。以下この様式において同じ。）（所有する投資口の口数（以下(24)及び(50)において「所有投資口数」という。）の多い順に5名程度）について、その氏名又は名称、住所（主要な投資主が個人である場合の個人投資主の住所の記載に当たっては、市町村（企業内容等の開示に関する内閣府令第21条第2項に規定する市町村をいい、外国におけるこれらに相当するものを含む。(68)において同じ。）までを記載しても差し支えない。）並びに所有投資口数及び発行済投資口の総口数に対する所有投資口数の比率を記載すること。</p> <p>(25)～(67) (略)</p> <p>(68) 大株主の状況 有価証券届出書提出日の直近日現在における資産運用会社の株主（所有株式数の多い順に5名程度）について、その氏名又は名称、住所（大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市町村までを記載しても差し支えない。）並びに所有株式数及び発行済株式数に対する所有株式数の比率を記載すること。</p> <p>(69)～(85) (略)</p>

○ 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第21号）

改正案	現 行
<p>第六号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(19) (略)</p> <p>(20) 信託財産を構成する資産の内容 a～f (略)</p> <p>g 信託財産を構成する資産が会社の事業を構成するものである場合には、当該事業の主要な経営指標等の推移、沿革、事業の内容、関係会社の状況、従業員の状況、経営方針、経営環境及び対処すべき課題等、事業等のリスク、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析、事業上の重要な契約等、研究開発活動、設備投資等の概要、主要な設備の状況及び設備の新設、除却等の計画について、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「記載上の注意」(25)から(37)までに準じて記載すること。</p> <p>h～k (略) (21)～(44) (略)</p>	<p>第六号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(19) (略)</p> <p>(20) 信託財産を構成する資産の内容 a～f (略)</p> <p>g 信託財産を構成する資産が会社の事業を構成するものである場合には、当該事業の主要な経営指標等の推移、沿革、事業の内容、関係会社の状況、従業員の状況、業績等の概要、生産、受注及び販売の状況、経営方針、経営環境及び対処すべき課題等、事業等のリスク、事業上の重要な契約等、研究開発活動、財政状態及び経営成績の分析、設備投資等の概要、主要な設備の状況、設備の新設及び除却等の計画について、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「記載上の注意」(25)から(39)までに準じて記載すること。</p> <p>h～k (略) (21)～(44) (略)</p>

○ 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第 111 号）

改正案	現行
<p>第六号の五様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(48) (略) (49) 大株主の状況 有価証券届出書提出日の直近日現在における資産運用会社の株主（所有株式数の多い順に 5 名程度）について、その氏名又は名称、住所（大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市町村（企業内容等の開示に関する内閣府令第 21 条第 2 項に規定する市町村をいう。）までを記載しても差し支えない。）並びに所有株式数及び発行済株式数に対する所有株式数の比率を記載すること。<u>なお、大株主の状況の記載に当たっては、所有株式数及び発行済株式数から自己株式数を除くこと。</u></p> <p>(50)～(63) (略)</p>	<p>第六号の五様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(48) (略) (49) 大株主の状況 有価証券届出書提出日の直近日現在における資産運用会社の株主（所有株式数の多い順に 5 名程度）について、その氏名又は名称、住所（大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市町村（企業内容等の開示に関する内閣府令第 21 条第 2 項に規定する市町村をいう。）までを記載しても差し支えない。）並びに所有株式数及び発行済株式数に対する所有株式数の比率を記載すること。</p> <p>(50)～(63) (略)</p>

○ 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第 111 号）

改正案	現 行
<p>第六号の六様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(55) (略) (56) 大株主の状況 有価証券届出書提出日の直近日現在における資産運用会社の株主（所有株式数の多い順に 5 名程度）について、その氏名又は名称、住所（大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市町村（企業内容等の開示に関する内閣府令第 21 条第 2 項に規定する市町村をいい、外国におけるこれらに相当するものを含む。）までを記載しても差し支えない。）並びに所有株式数及び発行済株式数に対する所有株式数の比率を記載すること。なお、大株主の状況の記載に当たっては、所有株式数及び発行済株式数から自己株式数を除くこと。</p> <p>(57)～(76) (略)</p>	<p>第六号の六様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(55) (略) (56) 大株主の状況 有価証券届出書提出日の直近日現在における資産運用会社の株主（所有株式数の多い順に 5 名程度）について、その氏名又は名称、住所（大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市町村（企業内容等の開示に関する内閣府令第 21 条第 2 項に規定する市町村をいい、外国におけるこれらに相当するものを含む。）までを記載しても差し支えない。）並びに所有株式数及び発行済株式数に対する所有株式数の比率を記載すること。</p> <p>(57)～(76) (略)</p>